

地域産業委員会 令和4年12月1日・2日
スポーツ・文化・国際都市部 資料2番
所管 文化振興課

第90号議案

大田区民プラザ条例の施設の供用停止に関する条例

1 制定理由

大田区民プラザの大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、当該施設の供用を停止するため、新たに大田区民プラザ条例の施設の供用停止に関する条例を制定する。

2 条例内容

別紙のとおり

3 施行年月日

令和5年3月1日

大田区民プラザ条例の施設の供用停止に関する条例

大田区民プラザ条例（昭和 62 年条例第 6 号）に規定する施設は、令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までの間、その供用を停止する。

付 則

この条例は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区民プラザの大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、施設の供用を停止するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。